

百寿のお祝い 及川たへ子さん (歌浪板)

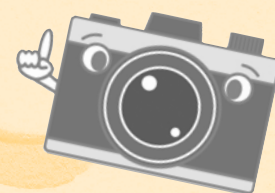
3月15日(日)、百寿を迎えた及川たへ子さんに、町からお祝い金と花束が贈られました。

たへ子さんは、タコを捕るのが上手だったそうで、印象に残っている出来事を聞くと、自分の身長よりも大きなタコを捕まえたことだと教えてくださいました。

ご長寿の秘訣は、「何でもよく食べ、間食をしないこと」だそうです。

たへ子さんには、お子さんが5人、お孫さんが8人、ひ孫さんが1人いるようで、ご家族もご長寿を喜んでいることでしょう。

たへ子さん、いつまでもお元気で。百寿おめでとうございます。



百寿のお祝い  
三浦しめさん (志蒲の沢)



3月20日(金)、百寿を迎えた三浦しめさんに、町からお祝い金と花束が贈られました。

優しい柔らかな笑顔がとても素敵なしめさん。

ご長寿の秘訣は、「規則正しい生活を送ること」だそうです。

しめさんには、お子さんが5人、お孫さんが13人、ひ孫さんが11人いらっしゃるようで、ご家族もご長寿を喜んでいることでしょう。

しめさん、いつまでもお元気で。百寿おめでとうございます。

百寿のお祝い  
阿部ちか子さん (志大森)



3月21日(土)、百寿を迎えた阿部ちか子さんに、町からお祝い金と花束が贈られました。

ご長寿の秘訣を聞くと、「魚をよく食べていたから」だそうです、そのおかげか、内臓や血管年齢がとても若いそうです。

また、ちか子さんは、歌を歌うことが趣味だそうです、この日も、「東風吹かば匂いおこせよ梅の花」と好きな歌を披露してくださいました。

ちか子さん、いつまでもお元気で。百寿おめでとうございます。

# 便利なコンビニ交付を利用しましょう

コンビニ交付……マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末（マルチコピー機）から各種証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書など）が取得できるサービスです。



## 便利・簡単



### いつでも どこでも かんたんに

毎日午前6時30分から午後11時まで、利用できます。役場窓口の閉庁時（夜間、休日など）でも、必要なときにご利用いただけます。

町内に関わらず、全国どこでも最寄りのコンビニエンスストアなど店舗内に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）より証明書が簡単操作ですぐに取得できます。

利用可能店舗は、「利用できる店舗情報<https://www.lg-waps.go.jp/01-03.html>」をご覧ください。

※役場の窓口より手数料が安い

窓口では交付手数料が200円かかりますが、コンビニ交付で取得すると150円で済みます。



## 取得できる証明書

コンビニ交付で取得できる証明書の種類は、以下のとおりです。

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・各種税証明書

## 安心

利用者の多いコンビニエンスストア等店舗でも、個人情報を守ります。

### 1. 周りの人の目に触れずに証明書が取得できる

申請から証明書の受領までのすべての手続きをコンビニエンスストア等店舗のキオスク端末で行うので、周りの人の目に触れず安心して証明書を取得することができます。

### 2. マイナンバーカードや証明書の取り忘れ防止

マイナンバーカードや証明書等をお忘れにならないよう、キオスク端末の画面や音声、アラーム等の取り忘れ防止対策を実施しています。

### 3. 通信ネットワークの安全対策

システム内のネットワークは、専用の通信ネットワークを利用しているほか、SSL通信による通信内容の暗号化を実施しており、個人情報漏洩の防止対策を講じています。

### 4. 証明書の偽造・改ざん対策

キオスク端末から取得できる証明書は、改ざん防止専用紙ではなく、A4サイズの普通紙を用いていますが、印刷時に偽造・改ざん防止対策が施されています。

## コンビニ交付サービスの運用停止について

次の期間中、コンビニ交付サービスの運用が停止となり、証明書などの交付はできません。

サービス停止期間：令和2年5月2日(土)から5月6日(水)の終日

サービス提供再開日時：令和2年5月7日(木)午前6時30分から(予定)

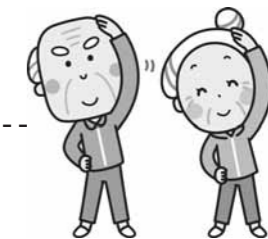
運用停止の理由：システムのメンテナンス作業のため

町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

# 令和2年度 南三陸町地域介護予防活動支援事業補助金のお知らせ

町では、地域で主体的に介護予防活動に取り組む高齢者の団体に、活動費を助成します。以下のとおり申請受付を行っていますので、詳しくは地域包括支援センターまでお問い合わせください。

申込期限 5月29日(金)まで



## ● 補助要件

- ① 高齢者の参加が5人以上であること。
- ② 月1回以上（年12回以上）の活動であること。
- ③ 必ず体操などの運動を取り入れる活動であること。など

## ● 補助対象経費

コピー代、体操のおもり代、活動材料費、会場借用料など活動に係る費用（食料費などを除く。）

地域包括支援センター ☎46-5588

## 健康コラム

### 4月に多い 病気・健康管理のポイント

新生活が始まり、半月がすぎましたが、疲れはたまっていませんか？

4月に多い病気と健康管理についてお知らせします。



### \\ 麻しんの流行 \\

進学・就職などで人の移動が多い時期です。入学式や入所式でたくさんの人と接する機会が多くなります。空気感染するので、感染予防が困難です。症状がある場合は病院に行きましょう。

症状

高熱と赤い細かな発疹が特徴的な全身の病気。咳・鼻水、39度以上の高熱、発疹（赤い細かい発疹が全身に出ます）、眼球結膜充血・目やに、下痢

### \\ 視力異常 \\

流行とは関係ありませんが、小学校から高校まで視力検査がある時期なので、視力異常に気付く人が多い時期です。近視、遠視、乱視などが見つかった場合、眼鏡やコンタクトレンズなどでの視力矯正が必要となります。

最近では、スマホ・タブレットなど、一点を集中して何時間も画面を見る人が増えていて目を酷使しています。適度に目を休めるようにしましょう。

### \\ 飲酒事故 \\

新入社員歓迎会などでの飲酒による死亡事故が例年報道されます。お酒を飲む前は軽く食べ物を食べて、一気飲みは絶対にしないようにしましょう。



### \\ ヒノキによる花粉症のピーク \\

スギ花粉の量が減るのに伴い、増加するのがヒノキ花粉。4月以降も花粉症の症状が続く場合は、ヒノキによる花粉症かもしれません。



気候の変わりやすい季節です。無理をせず体調管理に気を付けましょう。

保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

# 南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金のお知らせ

町では、新たにブランド化を目指す農作物栽培への取り組みに対し補助金を交付します。

- 1 交付対象者** 町内において新規ブランド化を目指す作物の栽培に取り組む農家など（町内に住所を有する個人または団体および町内に事務所を有する法人）
- 2 補助金額** 補助対象経費の3分の2（上限額30万円）
- 3 補助対象経費** 種苗代、肥料代、農薬代、委託費（外注費）、農地賃借料、その他経費（研修旅費、講師謝礼など）  
※施設（ハウスなど）および機械整備費用は対象外となります。
- 4 作付下限面積** 3アール以上（新規に農地を取得・賃借の上、就農の場合は10アール）

☎ 農林水産課農林業振興係 ☎46-1378

## 南三陸消防署からのお知らせ

### 行楽期火災予防月間について

4月15日から5月14日の1カ月間は行楽期火災予防月間です。行楽シーズンの到来とともに、屋外での活動が増えてきます。この時期は、降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど、林野火災が発生しやすい気象条件になることが多く、火災発生が増加が予想されます。火気の取り扱いには十分注意してください。

※野焼きは一部例外を除き禁止されていますので、野焼きを行う際は事前に環境対策課および消防署へご相談ください（届出が必要になる場合があります）



- ・乾燥注意報の発表時や風が強い時は、屋外で火を取り扱わない。
- ・火気を使用する際は、消火用具を必ず準備する。
- ・ゴミ焼、タバコのポイ捨て、火遊びは絶対しない。

### 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 消防本部 令和元年 火災発生・救急出動件数

- 火災発生件数「23件」（南三陸町7件）
- 救急出動件数「3435件」（南三陸町585件）
- 南三陸町 住宅無火災記録「690日」継続中（令和2年4月8日）



☎ 南三陸消防署 ☎46-2677/歌津出張所 ☎36-2222

## ★みなとし★

～南三陸のたからもの～



### 戸倉神社

戸倉明神とも呼ばれ、旧水戸辺村の鎮守様でもある戸倉神社の縁起は、景行天皇（けいこうてんのう）の時代までさかのぼるとされます。常陸一の宮（別には百済国よりと伝えられる）より日高見国を目指し航行していた武内宿禰（たけうちのみすくね）ら3人の神様が、波伝谷塩津浦に寄港しました。しばらくそこに滞在しているうちに大波が起こり、船は丘に乗り上げてしまいました。これを神意とみなし、この地に宮を建て、三神をお祀りしたのが戸倉明神の始まりと伝えられています。

また、神社付近は縄文時代の遺跡や板碑も多く、古くから人が住みつぎ、営々として生活が絶えることなく続いてきたことが分かります。

ご存知ですか？  
文化財保護のこと

土地に埋もれている昔の建物跡や土器・石器などは町の大切な文化財です。いったん壊してしまえば二度と元に戻すことができません。これから住居の新築や土地の造成・改良などをお考えの場合は、必ず教育委員会にご連絡ください。

☎ 教育委員会生涯学習課 ☎46-2639